

別記 施工基準書（例）【窓サッシの改良工事】

1. 施行方法

カバー工法とする

2. 仕様

- (1) 既存サッシ枠のシーリングは放置せず打直しすること（断面図表示部分）
- (2) シールのシーリング材はポリサルファイト又は変成シリコン（グレー色）とする
- (3) ガラスは透明色とし、着色ガラス、反射（ミラー）ガラスは禁止する
- (4) 複層ガラスを使用する場合、耐風圧性能は既存ガラスと同等以上とすること
- (5) サッシ及び枠とも既存と同様の色調とすること
- (6) サッシ障子部分は既存形とする。外観形状の変更となる化粧枠及び格子付枠は禁止する

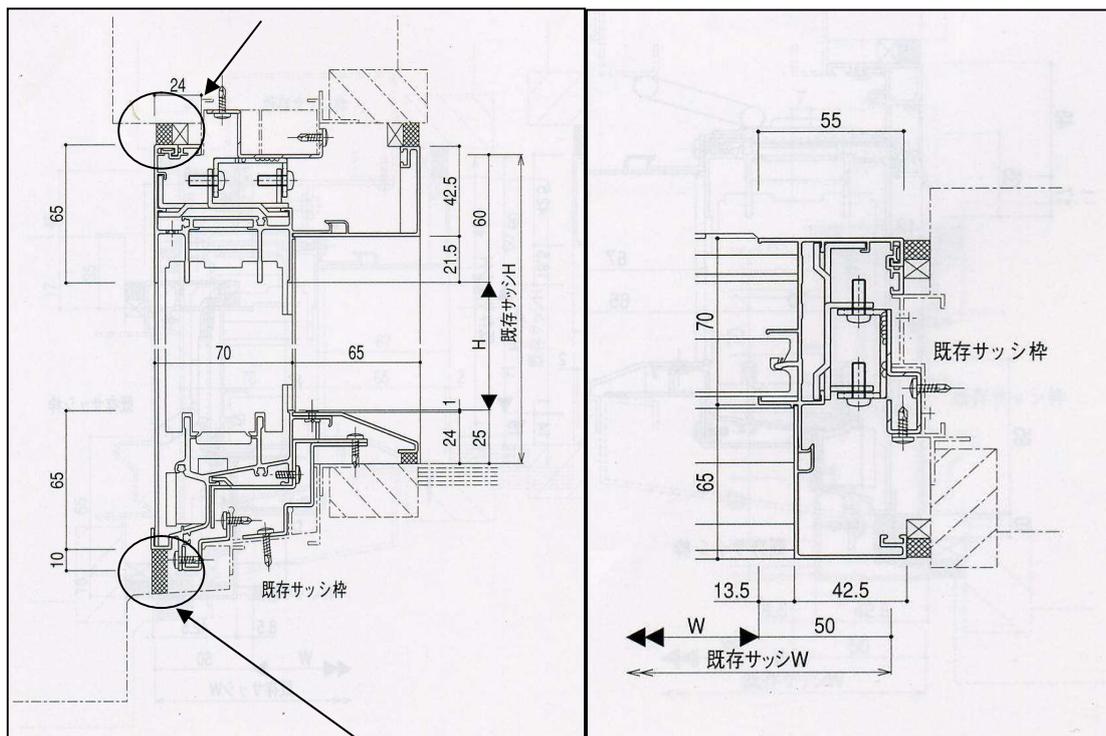
3. 施行詳細

断面詳細及び平面詳細は下記に準ずるものとする

【断面詳細図】

【平面詳細図】

既存シール打直し



既存シール打直し

別記 施工基準書（例）【玄関扉の改良工事】

1. 施行方法

BL認定工法に定めるカバーI型方式とする

2. 仕様

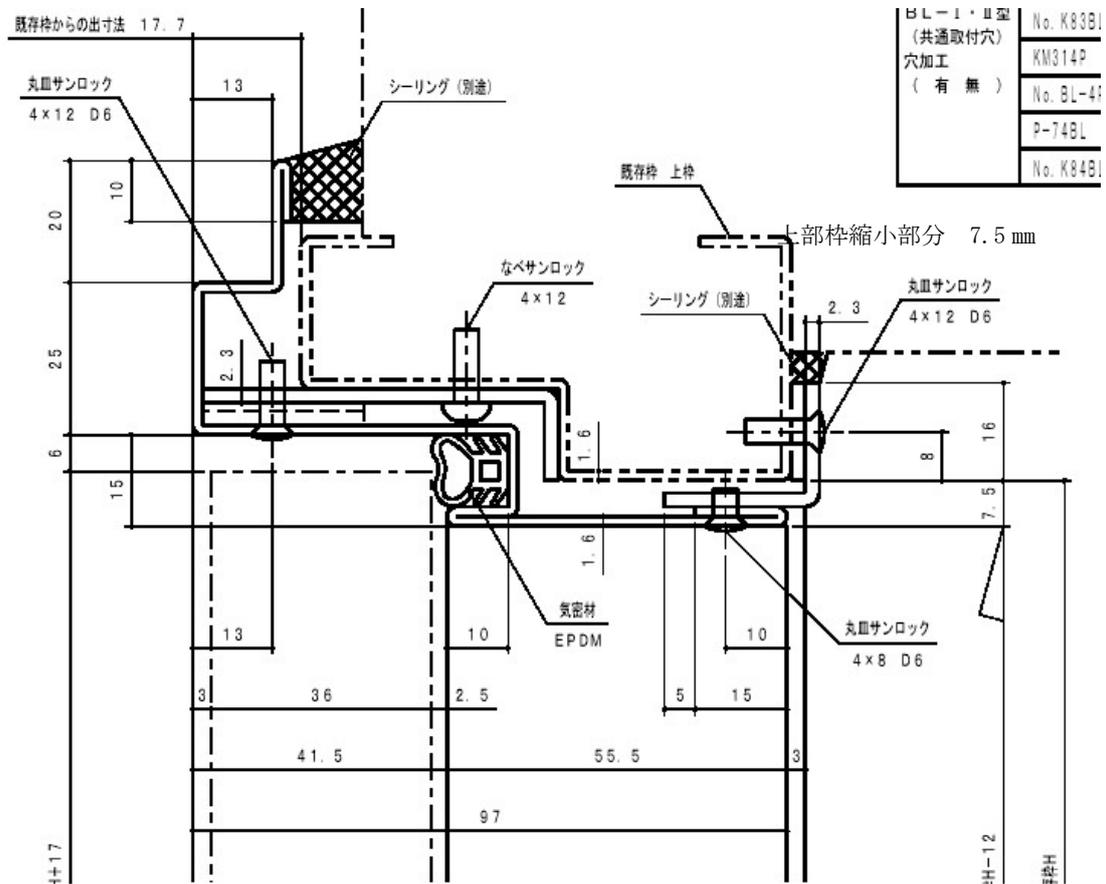
- 2.1 新設扉のメーカーは〇〇〇、製品番号〇〇〇の製品とする
- 2.2 レバーハンドルは品番〇〇〇の製品とする
- 2.3 扉及び扉枠は〇〇色とする
- 2.4 鍵はメーカー〇〇〇、製品番号〇〇〇の製品とする
- 2.5 補助錠はメーカー〇〇〇、製品番号〇〇〇の製品とする
- 2.6 玄関パネル（インターホン・表札）はメーカー〇〇〇、製品番号〇〇〇の製品とする

3. 施行詳細

断面詳細及び平面詳細は下記のとおりとする

〔注意事項〕 既存玄関扉枠加工時に発生する火花予防のため養生を行うこと

【上部断面図】



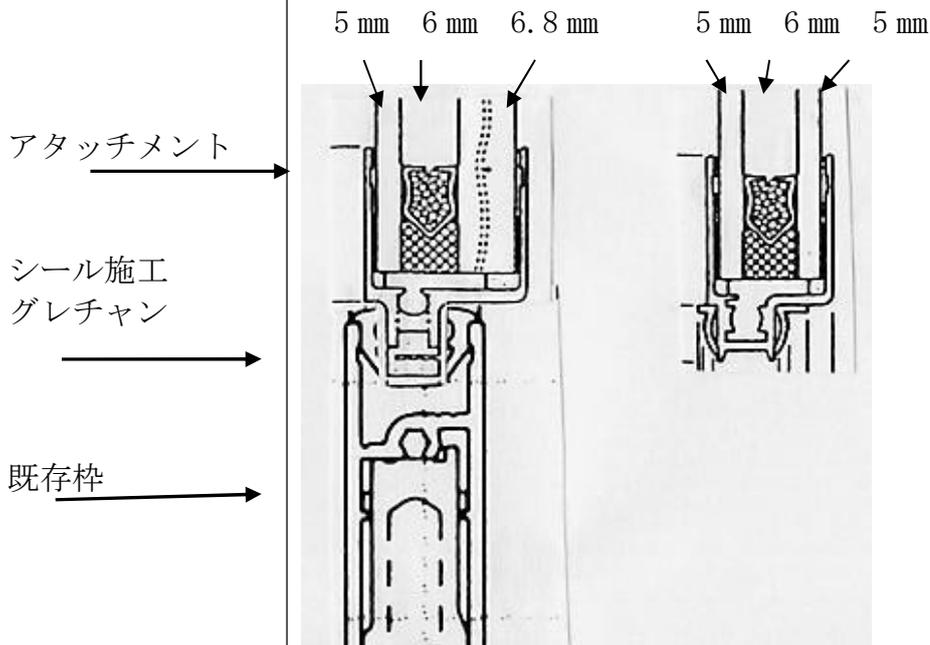


別記 施工基準書（例）【窓ガラス】

1. 仕様

- 1.1 複層ガラス又は真空ガラスとする
- 1.2 ガラスの色は透明とし色付ガラス又は遮光ガラスは不可とする
- 1.3 建築基準法で定められた延焼の恐れのある部分に使用するガラスは、網入りガラスとする
- 1.4 ガラス厚及び空気層（真空層）厚は下記に準ずるものとする

複層ガラスの場合



真空ガラスの場合

